

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(必要的諮問事項はゴシック体)

改 正 後

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十三第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）とする。ただし、総務大臣が別に告示する開設計画の認定の有効期間は、当該告示に定める期間とする。

改 正 前

(開設計画の認定の有効期間)

第九条の二 法第二十七条の十三第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。